平成24年度事務事業評価シート

平成24年度より市民協働のまちづくり推進事業に名称変更

0	基本情報							
Ą	事務事業名		市民協働型社会推進事業	担当部署		市民環境部 市民	R協働推進課	
紛	総合計画体系		根拠法令		自治基本条例			
	基本政策(大項目	5	分権社会に向けた新しい鳴門づくり	∖鳴門づくり 計画など		, 日心茶本木例		
	政策(中項目) 1	新しいかたち・市民参加都市なると		開		23 年度	
	(小項目	\rangle	市民参画	事業	始	平成 ▼	23 牛皮	

開かれた行政と市民参画の推進 期間 施策 未定 • 期 基本事業 自治基本条例の制定 2 ◎事業概要(PLAN) ☑ 個人 世帯 ☑ 団体 __ その他 内部管理 誰(何)を対象に 市民等(市民、市内で働く人や学ぶ人、地域住民組織、市民活動団体、事業者)、市 対象 しているか 自治基本条例に掲げる市民が主役のまちづくりの実現に向けて、市民等と市が、適切 事業 対象をどのような状態 な役割分担のもと、互いに補い合いながら協働事業に取り組む。 にしたい(目指す)のか 目標 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 指標名 単位 成果 事業目標の達成度合 80 90 100 目標 市民等との協働事業数 105 110 事業 ◎実施結果(DO) 自治基本条例の理念や内容を、広く市民に周知するための住民説明会を開催した。またパンフレットを作成し、広報なる 23年度は目標を達成 とに記事を連載、テレビ鳴門での説明等を行い周知に努めた。また、市民との協働を全庁的に進めていくために、全職員を対象に条例研修会を開催、5月に「市民協働推進本部」を設置し、本市における協働事業の実態調査を実施するととも するため、手段として 実施 どのような活動を行っ に、行政として、市民との協働にどのように取り組んでいくのか方針を定めた「市民との協働のまちづくり行政行動指針」 内容 ているのか を策定した。 □ 委託 事業実施手法 ☑ 市実施 一部委託 □ 補助金 □ その他 指標名 22年度実績 23年度実績 24年度目標 25年度目標 26年度目標 単位 活動指標 1 まちづくり講演会開催回数 実施した事業 の活動量を示 す指標 成果指標 市民等との協働事業数 事業 83 98 対象にどのような効果が あったか示す % 目標達成率(実績/目標) 108.9 指標

	=	コスト分析	22年度実績	23年度実績	24年度	25年度	26年度	単位	
事業費 (財源内訳の合計)			0	142	422	422	422		
		国	0	0	0	0	0		
	財源内訳	県	0	0	0	0	0		
		地方債	0	0	0	0	0	千円	
		その他	0	0	0	0	0		
		一般財源	0	142	422	422	422		
事業にかかる人件費(人件費内訳の合			0	7,121	8,424	8,424	8,424		
	人件 費 内訳	正規職員(6,517千円/人)	0	1.0	1.2	1.2	1.2	人	
		臨時職員等(2,012千円/人)	0	0.3	0.3	0.3	0.3		
総事業費 (事業費と事業にかかる人件費の合計)			0	7,263	8,846	8,846	8,846	千円	

【事務事業名:市民協働型社会推進事業】

◎平成24年の実施状況(DO')

現在の実施状況

広報なるとに自治基本条例関連の記事を連載するとともに、市民向けに協働のまちづくりやコミュニティビジネスなどをテーマにまちづくり講演会を開催して、市民協働の推進に向けた意識啓発を行う。また、職場内研修を通じ市職員の意識改革にも取り組む。

図	<u>◎項</u>	◎項目別評価(CHECK)							
8 ② 施策 開かれた行政と市民参画の推進 の達成につながる事業である。 ちづくりを推進さるため、意識を発や環境づくり (4) 市民の基本的な生活の維持・確保に必要不可欠な事業である。 行政内部の管理上必要不可欠な事業である。 行政内部の管理上必要不可欠な事業である。		1.必要性の評	理由等所見欄						
図 施策 開かれた行政と市民参画の推進 の達成につながる事業である。			~	① 廃止した場合に支障が出る。	自治基本条例に 掲げる協働のま				
本民の基本的な生活の維持・確保に必要不可欠な事業である。				② 施策 開かれた行政と市民参画の推進 の達成につながる事業である。	ちづくりを推進す				
本民の基本的な生活の維持・確保に必要不可欠な事業である。		8		③ 税金で実施するにふさわしい事業で、市民への説明責任も果たせる。	るため、意識啓 発や環境づくりな ど継続した取り組 みが必要となる。				
行政内部の管理上必要不可欠な事業である。 /10									
2.有効性の評価									
***		/10		⑤ 法令により実施することが義務づけられている事業である。					
		2.有効性の評	西		理由等所見欄				
行政内部の管理上の課題解決に貢献している。	事			市民生活上の課題解決に貢献している。	市民協働を推進				
の 評価	事				民に条例の周知				
 個 は果目標が達成され、市民に具体的に説明できるような効果があがっている。 (4) 成果目標が達成され、市民に具体的に説明できるような効果があがっている。 (5) 現在の事業費で、事業の見直しによる成果向上の余地はない。 3.効率性の評価 型 1 事業実施手法は適切である。 ② 事業費を削減する余地はない。 ② 事業費を削減する余地はない。 ② 3 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。 ② 4 受益者負担や補助金の割合に問題はない。 		6	\checkmark	② 事業目標が達成できるような事業内容になっている。	を図るとともに、 職員一人ひとり				
○ (4) 成果目標が達成され、市民に具体的に説明できるような効果があがっている。				 ③ 事業対象は適切である。	が意識改革に努				
3.効率性の評価 ② ① 事業実施手法は適切である。 ② ② 事業費を削減する余地はない。 ② ③ 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。 ② ④ 受益者負担や補助金の割合に問題はない。	Щ			④ 成果目標が達成され、市民に具体的に説明できるような効果があがっている。					
② ① 事業実施手法は適切である。 ② ② 事業費を削減する余地はない。 ○ ③ 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。 ○ ④ 受益者負担や補助金の割合に問題はない。		/10		⑤ 現在の事業費で、事業の見直しによる成果向上の余地はない。					
8 ② 事業費を削減する余地はない。 ③ 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。 ② ④ 受益者負担や補助金の割合に問題はない。		3.効率性の評	理由等所見欄						
図 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。 図 受益者負担や補助金の割合に問題はない。			✓	① 事業実施手法は適切である。					
		O	\checkmark	② 事業費を削減する余地はない。					
		0	\checkmark	3 作業手順の改善などによる人件費削減の余地はない。					
/10 □ ⑤ 効率性向上の余地はない。				④ 受益者負担や補助金の割合に問題はない。					
		/10		⑤ 効率性向上の余地はない。					

◎今後の方向性(ACTION) 自治基本条例に掲げる「市民等が主役のまちづくりの実現」を目指し、市民協働を推進するためには、 地道に市民に条例の周知を図るとともに、「市民との協働のまちづくり行政行動指針」に基づき市職員 が行動していけるよう、一人ひとりが意識改革に努めて行政が変わらなければならない。 課題等 2 今後の方向性 1.廃止 2.要改善 3.現状維持 4.拡充 ↓「廃止」・「要改善」・「拡充」の場合は以下の欄に記入してください。 実施予定時期 平成25年度 ▼ 月未定 • 市民協働に対する市職員の意識改革を進めるため、研修内容の反省をふ まえて職場内研修の充実に努める。 今後の 改革案 どのように改革するのか